

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成26年6月6日(金)午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	大原 龍彦	副委員長	安藤 洋一
	委員	松本 正美	委員	伊藤 俊一
	委員	中村 英子	委員	奥田 信宏
	委員	吉田 正昭		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進長 政策推進課	服部 康彦	政策推進長 政策推進課	黒川 静一
	産業建設長 産業建設課	上田 実	産業建設兼 まちづくり推進長 産業建設課	志治 正弘
	消防長	奥村 光司	消防本部長 消防予備課 消防兼課	伊藤 啓二
	土木農政長 土木農政課	伊藤 保彦		
職務のため出席した者	議長	吉田 正昭	議事局長	松岡 英雄
	係長	飯田 和泉	書記	服部 有規
付託事件	議案第30号	蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について		
	議案第31号	蟹江町都市公園条例の一部改正について		
	議案第32号	蟹江町火災予防条例の一部改正について		
	議案第42号	町道路線変更について		

○委員長 大原龍彦君

どうも皆さん、こんにちは。

梅雨に入り大変暑い中、午後ということで委員会を開催しましたところ、定刻までにお出掛けをいただきましてまことにありがとうございます。

定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 大原龍彦君

どうもありがとうございました。

審査に入る前にお諮りいたします。付託案件の審査順序についてであります。お手元に配付した次第書に記されておりますように、最初に消防に関する議案第32号の審査を行い、続いて建設部に関する議案30号、31号、42号の審査を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日の会議はお手元に配付した次第により行います。これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくようよろしくお願いいたします。

最初に、議案第32号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 奥村光司君

特にございません。

○委員長 大原龍彦君

では、ただいまより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

これね、本会議場でご質問がもう既にありましたのでね、委員会付託であるにもかかわらず説明はありましたけれども、もう一度その辺の状況について、規模だとか、その人口の範囲とかという答弁ありましたけれども、もう一度その辺について、委員会ですので、その説明していただければありがたいんですが。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

わかりました。まず、本改正のですね、趣旨からお話をさせていただきます。

まず、平成25年8月15日に、京都府の福知山市の花火大会におきまして露店で爆発事故がありまして、これを受けて祭礼とか縁日、多数のものが集合する催しに対して安全を図るために、今回の改正があったものでございます。

今回の改正につきましては、火を取り扱う対象火器設備という、コンロとかそういったものを使う場合は消火器を設置をしなければならないというふうになりました。ほかにですね、多数、大規模な催し物、これは消防長が指定をするものでございますが、1日の人出予想が11万人以上かつ100店舗以上を出店する屋外の催しにつきまして、消防長が大規模な催し物ということで指定をされますと、そういった計画とかですね、あとは防火担当者を決めるとか、そういったものの義務づけがなされます。

ちなみに、蟹江町におきましては、こういった対象となるような催し物というのは現在はありません。

今回の改正の概略につきましてはこのようでございます。

○委員長 大原龍彦君

ありがとうございました。

○委員 中村英子君

ごめんなさいね。じゃ、続いてですが、今のご説明で、11万人集まるということは余り蟹江町にはないですから、町内にはその該当するものはないという理解だと思うんですけども、よそのことになるかもしれませんけれども、この福知山の事故でも爆発ですよ。爆発したじゃないですか。これでいうと、消火器を準備するという事なんですけれども、その消火器というのはどういう消火器か私にはわかりませんが、普通の家庭用の消火器なのか、どういう消火器なのかわかりませんが、爆発については対応がね、非常に難しいわけで、その辺はどういうふうなんでしょうか。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

今のご質問にありました消火器につきましては、一般的にご家庭に置いてあるような消火器という、普通……

(「家庭用の消火器でいいんですか」の声あり)

はい。を置いていただくという形になります。

福知山の火災につきましては、ガソリンのタンクが炎天下に置かれておって、それが熱で内圧が高くなったところをあけたものですから、それが全部噴射して、火の使っておるところにかかって反射的に燃え上がったという、そんなような状況でありますので、今回ののは、大規模な催しにつきましては先ほど申し上げましたように、そういった火器の取り扱いとか危険物の置き場所とか、そういったものの計画というのも提出義務ということでやっておりますので、その辺で消防から指導をするという形になると思います。

○委員 中村英子君

もう一ついいですか。それで、100店舗以上ということなんですけれども、このあたりだと津島まつりなんか20万人とか人出がありますので、ああいうところがもしかしたら対象になるのかもしれませんが、これは各これを取り扱いするものに当たってはですので、各その取り扱いする店舗、露店が一つ一つに全部義務づけられるという、そういう認識でいいですかね。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

今おっしゃられたとおり、取り扱い者ごとに義務づけがされますが、ただ共同で設置しても安全に取り扱うことができれば、共同で設置することも可能であるということになっております。

○委員 中村英子君

共同でもいいわけ。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

はい。

○委員 中村英子君

そうすると、どれぐらい。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

一応、うちの指導といたしまして、3店舗で1本は最低設けていただく。設けていただくに当たって、3店舗の真ん中に置いて、いざというときには使えるようにということで指導をしていこうかなと思っております。

○委員 中村英子君

わかりました。

○委員 奥田信宏君

同じような話なんですけど、今度水辺スポットがありますよね、舟入とか。それから、私どももまた夏祭りが入ってくるんですが、例えばテントのブースをどのぐらいにまず消火器を置くのかがまず1つどのぐらい、大体3つだと言ってみえたんですが、火を使うのを合計して3つぐらいを見ていて、その中に1つ用意しておけばいいのかどうか、まず1つ目ね。

それから、2つ目は、伊藤さんなりはね、指導に消防の方がみえることになるわけですかね。例えば、消火器はやっぱりもう少し用意しておいてほしいだとか、準備しておいてほしいだとか、その事前に見るのか、それとも現場へ行って指導されるのか。

それから、これ花火を上げる場所なんかの許可ちょっとまた違うんですが、こういうのはどういうふうになるんですかね、火器の中で。今、須成祭はやってみえる。

(発言する声あり)

だから、どういう取り扱いになるんですかね。花火の、危険物の警察に届ける、そういう

話はちょっと別の話で、例えばこれの今の予防法に関してはどういう取り扱いになるんですかね。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

まず、消火器の設置につきましては、ブースごとというより火器を取り扱うテントごとという捉え方で、テントが例えば10個あって、そのうちの1つしか火器を取り扱わないよということであれば、もうその取り扱っているところだけに設置していただければ結構です。

それから、届け出の件でございますが、今回の改正に伴いまして、そういった祭礼とか縁日とか、そういったところで火器が使われる露店がある場合は火災予防条例で届け出をしなければならないというふうな今回の改正でなりました。そういった届け出をしていただくに当たって、もちろん図面でこういった幾つかのテントを張って、ここで火器が使われますよという届け出があるものですから、その辺でうちは消火器の適正な位置かどうかというのを確認させていただこうかなと思っております。

あと、もう一点、花火の届け出につきましては、従前、煙火の打ち上げとか、そういったものは火災予防条例で届け出の義務がありましたので、これは何ら今までどおり届け出の対象となっております。

以上でございます。

○委員 奥田信宏君

今の届け出は、例えば直前、何日か前までに届けなさいということになるんですかね。例えば、あした、あさって。

(「これは、8月1日からでしょう」の声あり)

だから、あした、あさってだという、極端に言うとそういう短い時間での届け出になるとまずいので、例えばの話、1週間前には届けてくださいとか、そういう期間というのはどういふふうになるんですか。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

すみません。大規模な催し物につきましては14日前までにということになっておりますが、それ以外のものにつきましては催し物をされる前で結構でございます。

○委員長 大原龍彦君

地元のお祭りとかそういうのはいろいろありますが、特に須成祭ですね。住人の方が店を開くわけじゃなしに露天商が来てやるんですが、綿菓子とかお好み焼き、それからタコ焼きとかね、それからまだ何かあったな。それは、ガスもあるだろうし、自動発電機を持ってきてやっておる業者もあるわけですけども、そういうのは幾ら面積が狭いといえど、すごい須成祭、宵祭は来るんですね、お客さんが。そうすると、目と鼻の先でこうやって商売やるわけだけども、ああいう火器を使うのは1つのところにまとめるとか、そういうことをやったらどうかなという気持ちがあるが、その点についてどうかということと、もう1つ昔か

ら須成は花火が一応忘れられたところにぼんぼんと来よったんだけれども、予算関係。今ですね、花火を打ち上げる場所がなくなったですね。ということは、あれ花火を打ち上げるには、打ち上げるところから500メートル離れとらなあかんとか、そういう許可が要るわけで、海部事務所の許可ですね、あれは来るんですね。大変花火も縮小されちゃったんだけれども、仕掛け花火とかそういうことになってきたんですけれども、あれはやっぱり、須成は前もって7月の初めごろかな、警備対策会議をやって、警察から、それから海部事務所から全部来て一応説明会をやるということになっているけれども、どっちにしたって花火は大変やかましいでやめてくれとか、そういう難しいとか、今の花火に関しては距離的な問題もあるけれども、また花火の大きさもあると思うんだけれども、どこまで許可がおりるかということですが、どうですか、それは。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

まず、須成祭の神社内での露店の火器を取り扱うところをまとめたらというお話でございますが、もちろん火災予防上で考えますと一部にまとめたほうがより安全かなとは思いますが、ただうちのほうからそこまでの指導というのはなかなか難しいことがありますので、先ほど議員おっしゃられたとおり、毎年関係者の対策会議というのをやりますので、その中で検討していただければいかかと思いますが。

あと、もう一つ、花火の打ち上げにつきましては、消防では届け出の対象になるだけで、何ら規制をかけられない状況でございますので、ちょっと消防のほうからはそちらのほうは配慮はできませんので、よろしくお願いします。

○委員 中村英子君

それで、規模は小さいけれども、一応そういう人の集まる場所でね、火が出たり事故があったりしたりはいけないわけだから、小規模のところならいいとか、大規模ならどうだということではなくて、やっぱりこれの今度の改正に準じた考え方をすると、小さなところでもそういうみんなが集まる場所で火を使うことについては、やっぱり何らかの注意をしましょうと。できれば消火器なんかをセットしてもらえばさらにありがたいみたいなことは、消防としてはですね、従来と変わって指導に入ってくるんだと思うんですけれども、そういうことで町内のイベントなんかにも徹底していただければ人が集まる場所が安全になるんじゃないかと思うんですけれども、その辺についてはどのような対応をするつもりでしょうか。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

今のPRの件でございますが、きょうのホームページのほうにも掲載させていただくつもりでももちろんおりますし、あと広報紙と、あと町内の回覧なんかで、町内会ごとで大小はあると思いますが、催し物なんかもされておりますので、そちらのほうでPRをして安全に管理してくださいということでPRをしていこうかなと思っております。

○委員 中村英子君

あわせてね、嘱託員会議とかそういうときありますので、そういうところを通じて各町内会の会長さんたちはそういうものにもタッチするわけなので、そういうところでもちょっと徹底してもらえればよりありがたいかなと思いますので、お願いしたいと思います。

○委員 奥田信宏君

1つ忘れていました。防火担当者を決めて届け出をしなければいかんということですか。これ14日前のやつ、大規模なやつは当然そうなんですが、今の町内のも催し物を届けるとき、防火担当者を決めて届け出をするということになりますかね。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

大規模な催し物について、防火担当者を定めなければならないというふうになっていますので、一般的なそれ以外の催し物につきましては届け出だけで結構でございます。

○委員 奥田信宏君

なぜ聞いたかというと、届け出が例えば町内会会長さんの名前で届けたときに、それじゃ防火責任者は町内会会長さんだよという話でいいわけですね。ちょっとそれだけ聞いておかないと、責任の所在の話になるので、そういう意味かな。それか、完全に防火責任者を届け出してやっていけば、あるいは火を使う人の誰かが責任者だけれども、そうじゃなかったら普通は町内会会長さんなり、誰かそこから名前、どこかに名前届けるだろうから、そういうことですかね。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

事故があった場合の責任の所在ということで、基本的には届出者は主催者で届け出をいただいたほうがよろしいのかなと思います。

○委員長 大原龍彦君

いいですか。

○副委員長 安藤洋一君

これは、この施行令の改正そのものはですね、その福知山での事故をもとにしたということであると知識の問題だと思うんですけども、取り扱う、例えば液体燃料を取り扱う人には危険物取扱者を絶対持たないかんとかという、そういう規制は今回はかからなかったですか。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

今回の改正ではそこまでの改正ではございません。ただ、この事故を受けてですね、ガソリン容器とか、そういったものの取り扱いのリーフレットをそれぞれ国のほうから各自自治体のほうへ配付をいただいておりますので、それを蟹江町では商工会とかそちらのほうへお持ちしてですね、何かあった場合にこういった周知をしてくださいということをお願いはしてありました。

○委員長 大原龍彦君

よろしいですか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案の反対者の発言を許可します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

ここで、消防長、総務課長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

(午後 1時52分)

○委員長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時53分)

○委員長 大原龍彦君

次に、議案第30号「蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございませんか。

○産業建設部長 上田 実君

特にごございません。

○委員長 大原龍彦君

では、質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員 奥田信宏君

1つだけ定数のことをお聞きをしておきたいんですが、これ11を10に減をするという話がありますが、今の定員が蟹江町の場合実際問題、今これ多分ずっと全体を減らす傾向にきているんですが、蟹江町類似やなしに、行政体のどのくらいの規模で何人という縛りがあるのか、まずこれをちょっと教えていただけるとありがたいと思いますが。

○土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

区域内農地の面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会につきましては20名以内ということになってございます。20名まではよろしいということでございます。

○委員 奥田信宏君

そうすると、ちなみに蟹江町は何ヘクタールで、それでこの20名以内という中には学識経験者の人数も入るのかどうか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

ただいま今年度の一応選挙人名簿でいきますと、196.59ヘクタールでございます。20人以内というのは推薦も含めてでございます。

○委員 奥田信宏君

農業委員会へかかる案件の中で、当然調整区域、市街化届け出ですので、調整区域が主になると思うんですが、いろいろな紛争なんかで今上がってくるものは年にどれぐらいありますかね。例えば、小作の調定であるとか、あるいは相続であるとか、それから相続の例えばの話、相続人間の何かが出てくるとか、そういう要するに蟹江町の今の農業委員会へ上がってくる中で紛争案件というのは大体どのくらいあるんですか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

紛争案件はございません。

○委員長 大原龍彦君

よろしいですか。

○委員 中村英子君

今、20名以内という話で、蟹江町11名から10名なんですけれども、この委員が選出される背景の世帯数ですけれども、学識経験者とかそういうものは除いて、純粹にそこに入っていて、何世帯からこの10人選ばれるんですかね。背景の世帯数は。

○土木農政課長 伊藤保彦君

現在、平成26年4月1日現在では412世帯でございます。

○委員長 大原龍彦君

よろしいですか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許可します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第30号「蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第31号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 上田 実君

特にございませぬ。

○委員長 大原龍彦君

では、直ちに質疑に入ります。

○委員 松本正美君

まず、公園のこの図面がありますね、一番最後に。その中に照明灯というのがついているわけなんですけれども、これはLEDなのかちょっとお聞きしたいのと、それと全国的にもそうです。蟹江町でもですけども、遊具が新しくつくる場合が今後出てくると思うんです。まだ私もこれ初めてこの遊具をちょっと見させてもらったんですけども、全国的にも遊具の使い方によってけがされるお子さんもみえるものですから、こういう新しい遊具の場合は、蟹江町としてそういった注意なり、また指導なりというのはどのようになっているのかちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

まず、照明灯の件でございますが、もちろんLED照明で、あと遊具でございますけれども、これまず1つ、今回このなかよし公園を設置するに当たりましては、実は皆さん、お母さん方ですね、ここの公園を使っていたいただけるようなお母さん方に集まっていたきましてワークショップを開いて、その中でこの遊具も希望の遊具をこの公園は設置してございます。遊具につきましては緩衝エリアというのがございまして、遊具間にある程度距離をとらなければいけないというもろもろの条件等もございまして、基本的に今の町のほうの指導、点検の関係でございましてけれども、これこの条例に基づきまして今年度からですね、もう既にこの公園の遊具は保守点検は町のほうで定期的に行う予定でございまして。かつ安全点検の指導についても適宜行っていく予定でございまして。よろしいでしょうか。

○委員 松本正美君

ひとつですね、安全点検だけでなくして、きちっとした指導をしていただきたいなと思うんですね。

実は、今ですね、このマイパークサポーター制度というのがですね、全国的にも行われていまして、地域のお母さんたち、皆さんがですね、公園管理をしていく上でですね、日常から子供さんたちと公園で遊ばれる中で、そしていろいろなこと、子供さんがけがしたり、またトラブルがあったりだとか、そういったことを絶えずその中で見ていく中でですね、そうしたことでもしそういった事故なり、またそういった遊具が壊れたりとか、そういったことを適宜ですね、町のほうに、また市のほうにお伝えしていくという、そういった制度なんですね。そういった制度が今全国的にも広がっているものですから、一応身近に使われるのが

地域の親御さんと子供さんですので、そういった子供さんには先ほども地域からそういった声が出ていることをお聞きしましたので、できればそういった地域の親御さんが一緒になっていただいでですね、サポートできるような体制ができるといいかなと、このように思いますが、この点についてはどう思われるかお聞きしたいんですけども。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

申しわけございません。勉強不足でございまして、このマイパークサポーター制度という、ちょっとまだ詳しく存じ上げておりませんので、ちょっと内容をよく精査して調査して、その上で検討をしていきたいと思うんですが、ただ1つ言えますのは、おっしゃるとおりに、公園です、いろいろな事故等がいろいろな市町で発生しておりますが、幸いにして蟹江町大きな事故がない状態で遊具についてはですね、進んでおります。使われるお母さん方から結構、議員もそうなんですけれども、公園遊具につきましてはここが悪いよ、あそこ悪いよ、ここ大丈夫なのということをおっしゃる結構情報としてうちのほうに投げかけていただいておりますので、その都度、私もそうですが、担当のほうも現場を確認して、その修繕なり修復なりというような対応をさせてもらっています。また、町長への手紙、メール等でもいろいろなご意見をいただいているような状況でございまして、ちょっとこのマイパークサポーター制度についてはちょっとお時間をください。

○委員 松本正美君

わかりました。

○委員 伊藤俊一君

このなかよし公園、今一番新しい公園なんです、これで幾つ目ですかね、蟹江町。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

条例上の都市公園数としましては17ございまして、今回このなかよし公園で1個追加しますので18になります。ただ、条例上の数でございまして、図書館のございます佐屋川創郷公園です、よく通称名で呼ばれますけれども、あそこが実は北側の子どもの森と南側の泉緑地です、あれ区画整理の学戸の区画整理と新田の区画整理で違う区画整理事業でつくられた公園でございまして、あそこは1つのものとしてカウントしてございまして、それを入れて17、これが今回これで18になるということです。

以上です。

○委員 中村英子君

このちょっと地図の確認ですけども、この一番右側は福田川ですよ、これ。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

そうです。

○委員 中村英子君

この公園は福田川に沿ってあるということですよ、これでいくと。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

そうです。

○委員 中村英子君

そうですか。それで、こういう開発行為とか区画整理事業をするときは、どれだけの公園を確保しなければならないということがあると思うんですよね。それにのっかってこれやられたと思うんですけども、駅の近くにも1カ所公園なっています。ちょうど新しいヨシヅヤさんの真南みたいなところにも1つあって、これでいきますと、これだけの区域の中で求められている公園の面積というのは、そのヨシヅヤの南側にある公園とこことこの2カ所で満たされているということでまずいいんですかね。また、これだけで終わりになるのか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

おっしゃるとおりに、都市計画事業の区画整理を行う場合は公園と緑地を設けなければいけないということで、パーセンテージ何%、何%決まっております。そんな中で、今回のなかよし公園とはつらつ公園の合わせた面積が、これ5,000平米強になるんですけども、これ基準をクリアしております。今後この地区内に、これ実は区画整理でつくられた都市公園でございますけれども、街区公園、近隣公園、地区公園という種別がございます。今回のこのなかよし公園、はつらつ公園もそうでございますけれども、街区公園に位置づけられます。街区公園、街区の公園ですね。街区公園につきましては、こういったある程度のエリアの中で2,000平米前後の公園が街区公園に当たります。あと、近隣公園として蟹江町がつくっておりますのがこの学戸公園ですね、ちょっと大きな公園。もう一つ、都市計画公園の中で地区公園が日光川ウォーターパーク、あのレベルになりますと地区公園ということになりまして、このエリアの中でつくる街区公園として2カ所で、これは基準をクリアしています。

以上です。

○委員 中村英子君

それでですね、この区画整理組合が恐らく中心になってここをやっていますけれども、この公園をつくる位置ですけども、この位置はですね、私ちょっと現実問題どのような話し合いの中でやられるのかちょっとわからないんですが、もちろんこの減歩したり、何やらかんやいろいろ調整をしてですね、このあたりが公園みたいな話になってくると思うんですけども、かなりこの公園の位置がね、福田川にくっついていて、ここに家は建つという想定のもとにはやっているとしても、ちょっと位置的にこういうふうになるのはなぜかなという疑問もあるんですけども、経過ですね。位置の経過について、もしわかればお答えしていただきたいんですけども。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

現在2カ所ここにごございます公園の位置でごございますけれども、エリア的に大体これぐらいのエリアで1つ、これぐらいのエリアで1つというような……

(「エリアというのは……」の声あり)

ごめんなさい。例えば東郊線ございますよね。東郊線のこちら側、福田川沿いに1つございますね。東郊線から向こう側に、今回はつらつ公園がヨシヅヤの南にございますよね。といった大きくエリアを捉えた中で公園を最初計画するんですが、区画整理事業は、皆さん登記されている土地を仮換地指定で振り分けますよね。そんな中で、基本的な区画整理事業の換地の割り込みは現地換地ですので、皆さんもともと持っていたところに換地をするというルールがありますね。希望もありますよね。私はどこどこ行きたいだとかありますよね。今回、この区画整理事業の場合は、中に商業施設、ヨシヅヤが入り込むような状態になりますよね。いろいろな状況の中で、当初計画していた公園の位置から、最終的にこの今4回目の変更をしていますが、位置は若干違ってきます。それは、いろいろなそういった条件を加味した上でのものでもって、ここの位置とここの位置に最終的にはつらつ公園となかよし公園の位置が決まったというふうにご理解ください。よろしいでしょうか。

○委員 奥田信宏君

1つだけ管理の話。これは、当然まちづくりのほうで管理ということになるんですが、浮浪者の管理はどこで、総合公園ですとかいろいろなところにありますよね。あれは、実際は一番管理はやっぱり……。

そして、もう一つ、地域の公園の場合は、そういうのを今まで入った方があるというのはちょっと地域の声では余りないんだけど、小さい公園ではないんだけど、そういう場合も、そうすると推進課で全部対応してもらえるんですかね。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

まず、基本的に管理はまちづくり推進課と公園管理事務所が行います。

そんな中で、浮浪者のお話ですけれども、先ほどちょっと図書館のほうの佐屋川創郷公園のお話をさせてもらいましたが、佐屋川創郷公園の物見台のところに浮浪者がみえました。あのときの対応は、当然公園管理の私どものほうに話が来まして、私どものほうで話をいろいろする中で、すいません。安心安全課も入っていただきましたし、最終的には住民課、生活保護の関係の方々が行くどうも施設があるみたいで、最終的には住民課の職員もですね、説得に当たってくれてどいていただいたという経緯がございます。ですから、あのときは、私どもと安心安全課と住民課が対応したということです。

○委員 奥田信宏君

ちょっとそれをお聞きしたのは、あの方が今度私どもの中央道の下にみえたんだ。それで、どこからみえたの、私も直接聞いたので知っているんですが、雨風当たらないし、中央道の今の日光川の上のところだと、ちょうどあれが空洞になっていますよね。堤防からそういうふうになる。それでね、みえたし、そうすると、どこから来たという話をしたら、あっちからこっちへ来て、やっぱりここ夜おたくら危ないよという話で出ていってはもらったんです

が、出てもらった後に今度は1号線の小学校の北側の日光川のところにまた住居を構えられたので、今でもまだあるかな。まだ自転車、暑いうちはちょっと暑過ぎるのでどこかへ行かれています、そういうのを警察なんかも対応したり、いろいろなところをやったりなんかはするんですが、別に悪いことをしないと……。こういう方は、どこが一番やっぱり、どこへ行ってもまちづくり推進課がやってもらえるのか、どこが対応するんだとやっぱりそのときも困ったので、一応公園は全部まちづくり推進課のほうへお願いしていいですか、都市計画以外の公園。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

今は都市公園も、昔の児童公園ですね、地域公園と私どもも言っていますが、全て一括まちづくり推進課の所管ですので、私どもに言っていただければと思います。

○委員長 大原龍彦君

他によろしいですか。

○副委員長 安藤洋一君

ここは、また木とかも当然植えられると思うんですが……

(発言する声あり)

もう植えたんですか。ついこの間、学戸グラウンドのほうから苦情があったんですけども、クスノキの枯れ葉がどっさり出てきてどうしてくれるという苦情があったんですけども、やっぱりその辺をちょっと気をつけた選定をしていただけるといいかなと。もう遅かったけれども。

以上です。

○委員長 大原龍彦君

じゃ、他に質疑がないようですので……

○委員 中村英子君

ちょっと待ってね。都市公園の管理になりますので、ちょっと小さなことで悪いんですけども、水道ですけれども、この水道は、この図面によると水道あるんですよね。水が出るんですかね、常時。都市公園なので、児童公園と違うので大丈夫かなと思うんですけども、いつも蛇口は閉まっていますね、水が実際には出ないという苦情がある場合があるんですが、それは児童公園の話ですけれども、ちょっと事情が違うのかもしれませんが、これは水は常に出せるんですかね、そこで。

この間、たまたま私名古屋の公園、普通の公園なんですけれども、行ったら、本当に水もちゃんと出るしね、公園自体が非常に使い勝手がいいようになっているので、ちゃんとしていたんだなと思ったんですけども、ちょっと水の確認だけはしておきたいわけ、住民に聞かれるから。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

水は24時間出ます。今のタイプは、蛇口をひねって離すととまるタイプのものを……

(「そういうもの、センサーで」の声あり)

はい、設置しております。24時間出ます。ご安心ください。

○委員長 大原龍彦君

ほかにありますか。ありませんですか。

(発言する声なし)

じゃ、質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許可します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第42号「町道路線変更について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 上田 実君

こちらのほうも特にございません。

○委員長 大原龍彦君

では、補足説明がないので、質疑に入ります。

○委員 中村英子君

これは、代替用地ということに対する変更なんですけれども、町道のことよりもこの用地なんですけれども、これどれぐらいの期間をこの、ちょっと関係ない話ですけれども、町道の認定とは。期間的にはどれぐらいここが大体なるんですかね。

○土木農政課長 伊藤保彦君

こちらにつきましては、議員が言われましたとおり、名古屋津島線の街路改良事業に伴っての代替の用地として、そこに該当する方が蟹江町とあま市のところに今その工場を持ってきたということでございまして、その中にある町道を今回廃止するよという意味ですので、その代替の期間というのはもうそこに業者が来ましたら永年になります。

○委員 中村英子君

永年なんですか、これ。

○土木農政課長 伊藤保彦君

はい。そのために、町道は……

(「一定期間、私はそれをちょっと……」の声あり)

失礼しました。一定期間ではなく永年です。

○委員 中村英子君

ああ、すいません。それじゃ、そうですか。じゃ、ここは永久にこういうふうになっていくということなんですか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

そういうことです。

○委員 中村英子君

そうですか。すいません。ちょっと誤解していましたので。

じゃ、もう一つ。そうしますと、これは幾らどういう理由があつたにしても農地の転用の手続というのは必要なことではないかなと思うんですけども、これはあま市側はあま市側、蟹江町は蟹江町側でこの手続をすぐにするんでしょうかね。2カ所でやっているんですか。どういうふうにそれは……。

○土木農政課長 伊藤保彦君

もちろん、蟹江町は蟹江町の農業委員会にかけさせていただきまして転用の許可をとりますし、あま市はあま市側のほうで農業委員会においてまた県の許可をとるということでございます。

(「そういうことですよね。わかりましたけれども……」の声あり)

○委員長 大原龍彦君

他にございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の発言を許可します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号「町道路線変更について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日付託されました案件は全て終了しました。

ここで、理事者より設楽町との協定についてとマリオン市からの派遣について報告の申し出がありましたので、許可します。

部長以下は退席を許可します。

じゃ、引き続き会議を開きます。よろしいですか。

○副町長 河瀬広幸君

すいません。防災建設常任委員会の後にお時間をとっていただいてまことに申しわけございません。

実は、きょうは午前中に総務民生委員会の中で少し発言がございまして、私が議会の初日の冒頭にお話ししました設楽町との交流・協力関係の協定、それともう一つはアメリカイリノイ州のマリオン市との中学生の派遣交流事業の関係で少し細かい説明が欲しいというようなことがございましたので、私の冒頭の発言では近々交流の協定を締結するということをお話ししておりますが、今回ちょっとお時間をいただきまして、その設楽町との交流に関して少し細かい説明と、それからイリノイ州マリオン市との交流の派遣事業について、大体のスケジュール調整ができておりますので、今回議員の皆様にお話をし、協定の締結並びにマリオン市との派遣事業についてのご協力をいただくために、今回お時間をとっていただいたものでございます。

今から担当のほうからご説明申し上げますので、ぜひご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それで、まず設楽町との交流・協力に関する協定書ですが、それじゃ政策のほうから説明させます。

○政策推進室長 服部康彦君

それでは、私のほうから設楽町との協定に関するものについてのご説明をさせていただきます。

お手元のほうに資料があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回、蟹江町と設楽町との交流・協力に関する協定ということで、今回冒頭に副町長が申し上げましたが、7月4日金曜日でございますが、場所は愛知県庁東三河総局で行うこととなりました。こちらのほうにつきましては、私ども町長と設楽町長、それから当日は副知事がご同席をいただけるということのお話を聞いておりますので、そちらのほうで協定をすることとなりました。

今回の協定に基づいての交流・協力に関する事業でございますが、こちらのほうにつきましては、旧蟹江高校跡地事業の整備事業の一部で設楽町さんの間伐材を利用するという、それから今年度生涯学習課が実施します親子キャンプにつきまして、設楽町のつぐ高原グリーンパークで実施をするということ。それから、両町の町民まつり等のイベントで特産品の販売を行うということがあります。それから、経済・観光・文化などの分野における民間交流も含めまして、今後関係団体との協力を得ながら実施をしていくというのが今回の事業でございます。

裏面のほうに、恐れ入りますが、協定の関係の趣旨、また今回設楽町との協定書の中身が

ございますので、こちらのほうをごらんをいただきたいと思いますが、3枚目のほうに協定書の案というのがございます。これに基づきまして、7月4日に協定を結ばせていただく予定をしております。

こちらのほうの目的にも書いてございます。それぞれが持つ地域資源の活用及び人材の交流を図り、両町の発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とするということで、交流事業の項目等につきましては第2条に記載がしてございます。

それから、今後は両町の窓口の関係につきましましては、私ども政策推進課が当初は行うこととなりますが、それぞれの担当課のほうで行うような形にはなってくるかと思えます。

それから、4条に書いてございます民間交流の推進ということで、私ども町はもちろんのこと、商工会とかそういったところでの経済・観光・文化の分野についても民間交流について、今後関係団体との協力を得ながら進めていきたいというものが今回の協定の中身でございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○委員長 大原龍彦君

じゃ、質疑。

○委員 奥田信宏君

行政報告でお聞きをして、7月4日に協定書をつくるらしいと。それで、私のほうは考えていたのは、実はあれ、ちょっと違うかな思ったのは、要するにキャンプだとか子供たちのそういう教育委員会の所轄のことをほとんどやるだろうと思っていたんですが、途中から何か文化の交流だとかいろいろな経済交流といろいろなことが入って、そうすると、ひょっとしたらふるさと振興課、そういうところも入っての所轄がやっぱりまたあれ、こちらのほうの所轄も入るかなと思ってみたりしておったんですが、きょう午前中に話が出たかもしれないんですが、協定というのは今蟹江はどこと組んでいます。協定いろいろな、今、中村さん隣で沖縄だどうのこうのという話をしておりましたし、近いところではそれこそ姉妹提携してあったのが藤原なんかがありましたよね。あれは、提携は解除されたという話は聞いていないんですが、協定というのは要するに今の町長さんと、それから両町長さんが調印なり何なりして協定やりましょと、今はそういう意味ですよ。だから、今蟹江は、私ら知っている協定はないんですかね。それとも、こことここはありますよ。あるいは、これは例えば藤原なんかは名前だけあるけれども、今実質藤原はもうなくなっているし、自然消滅ですということになるのか、どういうものですかね。沖縄は、協定はしていないですよ。したという報告はなかったの、していないですよ。その辺をちょっと大きい話からお聞かせいただけないですかね。

○副町長 河瀬広幸君

今回、協定という運びになりましたのが交流と協力に関する協定ということで、基本は行

政の中でそれぞれお互いにその共通する点だとか、さまざまな観点でいろいろな意味から事を始めましょうというのが協定でありまして、現在その協定を結んでいるところは、うちとしては特にはないですね。それで、それが発展して、例えば3年、4年、5年、10年続いたときに初めて姉妹都市提携ということになると思います。この姉妹都市提携になりますと、これは議決の要件として、当然これは議会の議決を得て姉妹都市提携を結ぶということでやらせていただくのが実情であります。ですから、窓口につきましても、平成22年3月にマリオン市との協定締結は、これは姉妹都市提携で議会の議決をいただき、締結をマリオン市で交わした経緯がありますので、その前々前段階の協定の締結と。

実際は、今回、最初の取っかかりが、商工会の物産等の関係で町民まつりに来ていただいたり、それから私どもが森林まつり、ことしは2回目になりますが、去年は設楽町の森林まつり、グリーンパークで行われましたのにつきましても、町長、教育長、私、そして商工会の正副会長を含めて、一度設楽町を見に行こうということで見に行った経過がございまして、その辺のことがだんだん詰められてきまして、ことし初めて7月にまず第一歩を踏み出すための協定の締結をしましょうということでお話が来たものであります。そして、この5月18日にも、26年度の森林まつりのほうに私も、それから教育長も一緒に行きまして、それぞれの考え方も含めて詰めさせていただくところがございます。そして、設楽町の議会におきましても、今現段階では私ども同じ歩調で、今回の議会におきまして協定を締結する旨を報告させていただいて、まず我々行政側が協定を締結して第一歩を踏み出し、その中から今度は議会の皆さん方にご協力をいただいてバックサポートをお願いしたいと、そういうようなつもりで今回協定の締結をお願いしたものであります。

○委員 奥田信宏君

マリオン市の前にニュージーランドがありましたよね。ニュージーランドのどこか、ありましたか。あったよね。

(「知らない」の声あり)

狂牛病になって、それでマリオン市。ニュージーランドがその前にあった。

(「あれは海外交流に行くための行き先としてね」の声あり)

1年だけでしたよね、あそこ。

○副町長 河瀬広幸君

あれって行ってないんじゃないですか。候補地として挙がって、行こうとしたところ……

(「それで狂牛病あったの」の声あり)

狂牛病の関係で取りやめになったというふうに確か記憶をしていますけれども。

○委員 奥田信宏君

そうすると、あれはもう協定どうのこうのは話は……

(「ええ、その段階ではございません」の声あり)

消えているわけだ。

○副町長 河瀬広幸君

そういうことです。

○委員 奥田信宏君

それで、先ほどの藤原はどうなの。

○政策推進室長 服部康彦君

藤原のほうは姉妹都市提携をしまして、これを解除したということは現在のところありません。ただ、合併をしまして藤原町というものがなくなっておりますので、自動的に消滅をしたような形になっているかと思います。

○委員 奥田信宏君

イノシシってまだないか、イノシシ。

○政策推進室長 服部康彦君

ありますね。

○委員 奥田信宏君

あります。

○政策推進室長 服部康彦君

ありますね、公民館にね。ありますよね。

○副町長 河瀬広幸君

あの公民館のオープンスペースのところに。

○政策推進室長 服部康彦君

階段の下のところ。

○副町長 河瀬広幸君

今、奥田議員言われましたように、藤原町とに関しては、合併により藤原は消えましたが、そのことによって、法的にその姉妹都市提携がどうなるのかは、すいません。ちょっと精査させていただいて、また報告をさせていただきます。

それと同時に、関連のものがまだありますので、そのことをどうするかは、また藤原のほうとちょっと話をさせていただいて行く先を決めていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員 奥田信宏君

だから、逆に言うと、蟹江から持って行っているものも多分あるでしょう。当然、展示物か何かもらってきているので、両方ともそのまま保存してくださいになるんだかどうなるかわからないけれども。だから、ある程度これで協定をして何年かやって、お互いがそれじゃ協定から姉妹提携でもしましょうかという話に持っていくこれは前段階ですよという意味で

すね。

○副町長 河瀬広幸君

はい。それで解釈されたと思います。

(「そうなの」の声あり)

○委員 奥田信宏君

そうらしい。

○副町長 河瀬広幸君

それはですね、やっぱり姉妹都市になろうと思いますとかなり時間がかかりますので、それを想定して今やっているわけではございません。まず、連携を交流をやりつつ、将来的に例えば広がったときにですね、例えば三河と、それから海部、山間部と低位ということで広がればこれは可能性があるにしても、今はそれを想定してやったわけじゃありませんので、まずは一步として交流を始めるための第一歩としてやるだけの話であって、今、奥田議員が言われていたのは、将来その可能性としてそういうことがあるとすればそういうこともあるということだけでありまして、それを目指してやっているわけではございませんので、ちょっとその辺は誤解のないようお願いしたいと思っています。

○委員 中村英子君

藤原町に子供たちが、小学生とかがキャンプに行って野外活動をしてきましたよね。そういった藤原と、そういう自然消滅した姉妹提携が、もう私が議員になった最初のころからずっと、時には来てボーリングか何か一緒に議員をやったり、向こうへ行って議員の皆さんと宴会やったりとか、いろいろな交流が当時はあって、そのうちだんだん自然消滅みたいになってきちゃったんですけれども、設楽町ということについて私が耳にしているのは、要するに小学生の子供たちがそういうふうで藤原を利用していただけでも、その藤原を廃止しましたので、どこがいいかなと探したらここにキャンプできるところがあったので、ここを利用しますという話は伺っていたんですよね。それが、突然こういうふうになってきたんですけれども、それ以外のことで別に設楽町と蟹江町というのは何の関係がどういうふうにあったのかということにはちょっと理解ができないんですよね。愛知県の中でも、もう町というのは11ぐらいですよ。何々町、何々……

(「町村は16です」の声あり)

16になりました。16でしたかね。ぐらいですよ。非常に数少なくなり、しかもこの町というのは藤原町と一緒に、合併によって消えつつある場合もある。将来は……

(「設楽の話ですか」の声あり)

わかりませんよ。わかりませんけれども、何でこの協定までするという必要性というのはどこからどうして来たんだろうかと思うんですが、別に子供が行ってそこの施設を利用してやっているだけのことだったのになんですけれども、どういうこと、町民にとってですよ、

メリットにこれなるんですかね。この協定をして、町民……。距離がどれぐらい、設楽町って距離どれぐらいですか、蟹江町から。私ちょっと愛知県はよくわかりませんが、距離的にはこれどれぐらい時間かかるんですか、車とかそういうもので。

○副町長 河瀬広幸君

まず、親子キャンプの関係でありますけれども、これは議員ご存じのように、藤原町のほうで蟹江町の野外活動センターでやってきました。藤原が廃止になったと同時に菰野町のほうでキャンプをやりましたが、私も実際町長と一緒にキャンプに参加し、キャンプファイヤー等をやりながら皆さんの参加された方のご意見をお聞きしています。それで、意見を集約すると、今度改めてもう少し遠い場所、またもう少し山の中といいですかね、その自然にあふれたところがあったらどうなのというたくさん意見がございまして、その選定として今回つぐ高原グリーンパークというのを選定したわけではありますが、もともとこの16の町村の中でそれぞれの、今までは愛知県たくさんありましたが、16の町村しかありませんので、町村会等を含めてそれぞれの町村長さんがいろいろな意味で交流を深めていきたいというのがあるわけです。その中で大治町が東栄町、それと、それから飛島村が豊根村、あそこ防災協定等を結んでいる経緯もあったわけがあります。その中で、我々も愛知県の西部、東部にこだわらず、愛知県、オール愛知の中でそれぞれよさを見出しつつ、まず蟹江町のお互いのよさ、それからない部分を補完しつつ一歩踏み出してやりましょうというのがありまして、それで設楽町ということでやらせていただいたわけです。

グリーンパークにつきましては、これは非常に設備も整っております、今回7月26日と27日、土曜日、日曜日に親子キャンプを開催をする予定であります。今現在、申し込みのほうを受け付けておりますが、十四、五組は既にあるようでございまして、今回は最初の試みとして、まず町民の皆さんに行っていただいて、設楽町のいろいろないい面を享受していただいてこれからつなげていきたいなというふうに思っていますし、また町民まつりにおきましても設楽町からの物産、それから我々も今度設楽町の町の中にも町の物産品等を持ち込みましてそれぞれのPRに努めていきたいというのがまず第一歩であります。

いずれにいたしましても、今後まず第一歩を踏み出した後から、それぞれまた民間の企業の方たちも含めて交流を深めていきたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員 中村英子君

どれぐらい時間かかるんですか。

○副町長 河瀬広幸君

すいません。時間はですね、車で2時間ちょっとですね。大体、順調に行くと2時間ちょっとの車の時間がかかります。

○委員 中村英子君

結局、藤原が廃止になって、そしてキャンプ場はどこがいいかということを探したときに、設楽にそういうところがあったというのは最初のきっかけなんですかね。それまでに何かおつき合いとか、何か特別なことがありましたですか、この町と。

それと、どういうことでもね、発展していくために、いろいろなことを考えてやっていくということは別にいいのでいいんですけども、これ町民にとってね、2時間以上かかって行く場所、藤原も非常に遠いしわかりにくいというのも一般の人たちの住民の声って多かったと思うんですよね。それで、じゃ日曜日に車を出せだとか、そういうようなことを要請もあったりしましたけれども、町の車を日曜日にでも出して、藤原町を利用するために行ったらどうだみたいなこともありましたけれども、それは藤原には蟹江町の施設があったからね、だからこことは状況は違いますけれども、だけれども、交流といっても、今言ったようにトップ同士か行政同士のね、役所同士の関係の中での交流にとどまってしまうと、それは一般の町民にとっては大したメリットというものはないですよ。どういうふうにこれ一般の町民というものにメリットがあるんですか、こういう協定。ただ単にそこをお借りしてやるだけでも別に事は済むように思うんですけども、町民にもメリットがあればいいですけども、どういうふうにその町民のかかわりというのは、町と町との協定までするということになればどういうふうに還元されるんですか、そのことは町民には。

○副町長 河瀬広幸君

今の段階では、最後に詰めてこれからだと思います。それで、今回の協定書の案にありますように、項目としては1項目から6項目、それと7項目の中でその他両町が必要と認めることがありますので、まずはこの観光振興、それからお互いの公共施設の相互利用等を手始めとして、それから防災関係、それから地域産業、それから文化、特に文化につきましては、私も須成祭等ありまして、設楽町のほうにも重要無形文化財等ありますので、それぞれの文化間の交流等も徐々に深めていきたいと思っていますので、まずこれが第一歩と考えていただいて、それから徐々に徐々にそれぞれの交流を深めつつ、町民のそれぞれのメリットを生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員 中村英子君

それがね、なかなか町民のレベルというのは難しいものですから、今私も思うんですけども、ちょっとその辺はね、よく考慮してやらないと、役所同士がやっておってですね、自然消滅するようになるのか、発展するのか、それは今後のことはよくわかりませんが、こういうものはね、思いのほか慎重にしないと、思いのほかちょっと慎重にしないと逆に批判される場合もあるものですから、だから私はどういうふうにこれ町民がじゃかかわっていくのかなと思ったときに、ちょっとクエスチョンマークがあるなという感じですので意見をさせてもらいましたが、役所同士だけがね、物事をやっておることではもうこれからいけないものですから、その点をちょっと考えていただきたいというふうに思います。

それから、設楽町の、蟹江高校の跡地にここの町産の間伐材というのを利用というんですけども、これは何をどういうふうにご利用されるんですかね。これは、何を利用するんですか。どこに何を利用する。

○副町長 河瀬広幸君

これは、基本的に愛知県のほうも、東三河のほうの間伐材も愛知県内で精力的に利用してほしいという要請もございますので、我々ももちろん緑化を含めて、いろいろな意味での施策を考えております。そんな中で、今回蟹高の跡地を整備するにつきまして、木材を生かした施設を若干対応したいということがありましたので、今回は場所としては、南棟の前にトイレを建築するわけですが、そのトイレの部材に間伐材を使いつつ、それで自然の状況を目指した建築を考えております。それと、もう一つは、南棟の中のフリースペースの中に少し床材あたりも木の香りのする自然に親しむような材料を使いつつ、もちろんこれは私どもそんなたくさんつくるわけじゃありませんので、必要最小限の木を使わせていただいて、できるだけそういう愛知県の森林局を含めたPRも図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員 中村英子君

それはいい考えでね、愛知県産のものをお互いに使っていくというところはいいと思うんですけども、自然に親しむと。自然をよくしたいとね、いいことだね。だけれども、今の蟹江高校の跡地、あらゆる木をみんな伐採しちゃったよ。本当につんつるてんに、あんなに大木をよくまあ切り取ると思うぐらい木はあなた方はもう切り取っちゃったじゃないですか、今。もう日陰1つもないよ、こっちのグラウンドのほうも。全部キョウチクトウもフェンスを変えるとか言ってすっからかんですよ、今行ったら。何か言っておることとやっておることが矛盾しておると思うんですけども、あれだけお金かけてあれだけの木を全部切り取ってどこかへやっちゃったんだね。

だからね、自然に親しむなら木残しておかなければいかんじゃん、そういうものを一緒につくろうとするなら。今、蟹江高校の跡地知っていますでしょう。大きな大木3つは残っていますよ、何かバーベキューをすとか何とかというところの大木3つ。だけれども、あれだけ茂っていて、鳥がいっぱい来てキジもいたけれども、みんな取り払っちゃったもので何も来なくなっちゃったんですよ。行政というのは、何かちょっと理解苦しむね、やっていることは。議会でも緑をそんなに撤去するなというような意見もね、私はそのとき言っていないけれども、そういうことを言った人もありましたので、ある程度これ緑というの残っていくのかなと思ったんですけども、あらゆるものをみんな伐採しちゃっていますものね。そして、今度は新たに自然に親しむから間伐材買ってきて、そこへ自然になじむものをつくりましようと言われても理解に苦しむし、町民に説明に苦しむよね。コンセプトはどうなっているんだと思うよね。

○副町長 河瀬広幸君

確かに、木につきましてはかなり年数もたっておりますので、もちろん傷んでいる木もありますし、それぞれの選定は基本的には行いました。それと、やっぱり善太川のほうにつきましては、これはやっぱり希望の丘を含めて、修景はやっぱりタイプがありましたので、あそこは基本的には木は撤去ということで必要最小限の木を残したという経緯があります。それと、シンボルツリーでご存じのようにあの大木を残しまして、その中の下で木陰を楽しんでいただくとか、そんなコンセプトでありましたので、決して緑を全部ということではなくて、やっぱりこれからの維持管理、それから樹木の寿命を含めてですね、必要と思われる木は残しましたし、これからももし必要とあれば、また別の意味で、例えば芝生を植えるだとか、そういうことは考えておりますので、最大限の配慮はしたつもりであります。ただ、結果としてかなりの樹木は伐採されたことは事実でございますが、これからは今後のことにつきましても……

(「95%切られとるよ」の声あり)

それは、数的にはそれはわかりませんが、そんな形でやらせていただいたということは事実でございます。

○委員 中村英子君

よくわかりません、皆さんのやることは。

○委員長 大原龍彦君

マリオンか。

(発言する声あり)

マリオンでしょう。

(「いや、マリオンの、これに関連して私から少しいいですか」の声あり)

○議長 吉田正昭君

午前中の総務民生常任委員会でもこの話が出ました。それで、総務民生の中では、ここで論議しとるのも大事ですけれども、一遍現地を見て、向こうへ行ってというような話も出ておりますので、ちょっと相談させていただいて、一度向こうへ行くような形をとるのか、今後この交流はどのように発展するかということも、私たち先ほど中村議員も言われたように検証しなければいけない問題もあるかと思っておりますので、やはり現場を知ること大事でしょうし、それからもう少し突っ込んだ論議をしていくにはいろいろな情報が欲しいということもありますので、一遍その辺をちょっと考慮して、今後どうするかということをおつと私のほうと委員長等を交えていろいろ相談させていただいて皆さんに報告させていただきたいと思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。

○委員 奥田信宏君

行くという話だよ、今の話は。行くか行かないかを相談すると。

○議長 吉田正昭君

基本的には行ったほうがいいんじゃないかということですので、行くというような方向で私はちょっと考えていますが、皆さんの意見等もありますし、事務局とも相談し、向こうの議会がどうなると、議員がどうなるとのわかりませんし、設楽町当局がどのように考えているかということもありますので、その辺をちょっと精査しながら……。行かれますか、皆さん。

○委員 中村英子君

行かないよ。それは、事前にやってもらえばいいんだけど、こういうような関係でということで事前にね、それまた議長が悪いわけではなくて、町のほうももう協定すると決めちゃっているものでね、その前にね、やっぱりこういうおつき合いもあり、こうしてこうしてこうしたいものだから、1回議員さんを入れてください。その後ね、やっぱり協定したらどうでしょうかとかというならいいんだけど、もう協定するということは決めちゃっているわけだから、ちょっと順番が違うんだよね、こういうことをするのに。だから、中を盛り上げて理解の上にちょっとじゃ協定もいいなというような合意でね、するならいいんだけど、協定することに決まりましたと。私たちは何も知りませんでしたと。だから、じゃ1回現場を見てきましょうと、こういうね、後づけ議会みたいなことをやってもらったら困るわけ。本当は、苦言を呈して……。本当はですよ。

○議長 吉田正昭君

その点は、午前中の委員会が終わった後、私も副町長にもっと情報を出さなければいけないよということは申し出しておきました。突然出てくる前に、いろいろな情報をちょこっとずつでも出しながら、私たちの理解を深めないことにはやはり協定とか云々、きょうみたいな話が出ますので、今後こういうようなことがいろいろな形に、蟹高の跡地のこともそうかもしれないかもしれませんが、どんどんやはり情報を出していただくということが今後必要になるかなということもありますので、ここで一言つけ加えます。

この件に関しては一度相談させていただいて、皆さんに後日報告等をさせていただいて、どうするかということにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 大原龍彦君

じゃ、この件については終わります。

(「大体ね、町は説明不足ですよ、いろいろなことに。言わないと説明しないというのはね、ほかのことでも多々あるんだけど、言わないと説明せずに協定しますってね、そういうふうなんですよね。ちょっとよく考えてもらわなければいかんね、ほかの件でも」の声あり)

○委員長 大原龍彦君

次、いいですか。

マリオン市派遣団来町の予定についてをお願いします。

○政策推進室長 服部康彦君

いいですか。すいません。マリオン市派遣団の来町について、ご説明をさせていただきたいと思います。

平成22年3月に私どもマリオン市との姉妹提携をさせていただきまして、今回までに5回ほどマリオン市のほうにお邪魔をさせていただいております。今年度初めてマリオン市のほうから生徒さんが蟹江町のほうにおみえになるということで、町を挙げて私どもとしても歓迎をしたいと思っておりますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

この日程につきましては、1週間ほど前に私どもに届きましたので、その詳細をまとめさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

来町の期間でございますが、ことしの7月12日から18日までになっております。なお、12日はセントレアのほうに5時45分着となっておりますので、蟹江町のほうには8時ぐらいのご到着になるかと思っております。

派遣団のほうの人数でございますけれども、大人の方が4名、それから生徒さんが4名、本来6名の予定がありましたが、ちょっと都合が悪くて4名ということで二、三日前に連絡がありましたので、男の方が2名、女性が2名ということでございます。

期間中でございますが、私ども議会の議員様にもお出かけをいただく部分がございますので、その部分につきましては13日の日曜日11時から、ウェルカムパーティーを予定をしております。こちらのほうにつきましては、産業文化会館のほうで開催をさせていただきたいと思っております。参加人員につきましては約120名から130名、マリオン市の生徒さん、それから引率者の方、蟹江町議会の議員の皆様、それから町の商工会の役員の方、それから町の幹部職員、それから過去に引率者として町の職員が行った者、それから過去に派遣をされた生徒さん、それからホストファミリーをお願いしておるご家庭、それからK I F A、国際交流友の会の団体の皆様、それから政策推進室の職員ということで考えております。

この日でございますが、11時から一応予定をしております、4階の大会議室のほうでマリオン市の方のご紹介をさせていただいた後、今までの蟹江町のマリオン市に行った経緯を若干ご説明をさせていただきまして、12時からウェルカムパーティーということで立食パーティーを3階の会議室のほうで考えております。

期間中でございますが、生徒さんにつきましてはホストファミリーのほうに12日の夜8時過ぎに、引き渡しという言葉がいいのかどうか分かりませんが、お願いをしまして、17日の朝までお願いをすることになると思います。その期間に、生徒さんにつきましては中学校の学校体験、下に書いてございますが、7月15日、16日の2日間、蟹江中学校のほうで学校生活体験、授業と給食等につきましては体験をしていただくことになっております。

なお、引率者の方につきましては、13日のウェルカムパーティーの後に、この日に図書館

の2階のギャラリーのほうでマリオン展を私どものほうで期間中開催をする予定をしておりますので、そちらのほうの見学をしていただく予定をしております。

14日につきましては、図書館休館日なんですけれども、中の説明を今の館長が私ども派遣の随行で一度行っておりますので、また図書館の関係者がおみえになるということで、私どもの施設のほうを細かく見ていただき、その後公共施設、役場、交流センター、公民館等の施設の見学をしていただくこととなっております。

15日につきましては、中学生の方の生活体験がございますので、そちらのほうの一番初日ということで、マリオン市の随行の方に引き渡し、初顔合わせということで中学校を訪問していただきます。その後、町の文化財、龍照院だとか、それから企業、若菜さんだとか、そういうところを一度見学をしていただく予定をしております。

16日につきましても、引率者の方につきましては中学校の訪問をしていただいた後、給食センターの見学をしていただき、蟹江町の中学生がどんなものを食べているかということで給食の体験をしていただき、その後愛知大学のほうの見学等を含めております。

最終日、17日1日だけは、せっかくおみえになりましたので、名古屋市の市内観光を考えておるという状況でございます。

随行員の方につきましては、宿泊先は全て湯元館ということで、5日間お泊りをいただくということでございますので、よろしく申し上げます。

ウェルカムパーティーにつきましては、議員の皆様には別添の形で私どものほうから再度ご案内を申し上げますので、時間の都合がございましたらご参加をいただければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、生徒さんにつきましては2人、1家族に2名ということで、2つの家族の方にこちらのほうをお願いをする今段取りをしております。これも過去に派遣された生徒さんの家族のほうでお願いをすることになっておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長 大原龍彦君

何か質疑ありましたら。

○委員 中村英子君

これに伴うね、費用の分担とか費用はどっちがどう持つのか、蟹江町が持つ部分、それから向こうが持つ部分、費用についてちょっと説明してください。

○政策推進室長 服部康彦君

まず、私どものほう費用につきましては、宿泊代につきましてはマリオン市のほうがご自身で持ってもらようになります。私どものほうとしては、ウェルカムパーティーを初めとして、蟹江町での期間中の案内とか、そういうものについては町のほうで負担をさせていただきます。唯一、名古屋市の市内観光につきましても、これは町の公費の中で観光をさせて

いただくという予定をしております。

生徒さんにつきましては、ホストファミリーさんのほうにお願いをして、その家庭のほうでお願いをするということになっております。

以上です、すいません。

○委員 中村英子君

ちょっと確認なんですけれども、蟹江町の子供が向こうに行ってホームステイしてもらったときは、その家庭に何らかのお金を払っていたんですか、払っていなかったのかな。ちょっとそれ私の記憶がない。

○政策推進課長 黒川静一君

向こうのほうに蟹江町の子供さんが行ったときには向こうのほうに負担をしていただいて、一切こちらのほうからお金を払ったというようなことはありません。

○委員 中村英子君

ご家庭にお願いしたときは、蟹江町にはない。

○政策推進課長 黒川静一君

負担は、こちらのほうから向こうのホストファミリーさんのほうにお金を払うとか、そのようなことは一切ありません。

○委員 中村英子君

そうですか。じゃ、こちらもちろんそれは無料で。

○政策推進課長 黒川静一君

はい、その逆ということになります。

○委員 中村英子君

逆なわけですか。そうですか。わかりました。

○委員長 大原龍彦君

よろしいですか。

○委員 中村英子君

はい。

○委員長 大原龍彦君

他にないようですので、この件を終わります。

○副町長 河瀬広幸君

すみません、1つだけ。大変この日程スケジュールも、アメリカというところは非常に個人のあれが強いというんですか、やりとりしているんですけれども、本当にはっきりした返事が日本人と違ってきちつきちつとしたものがないんですよね。それで、なかなか時間がなくてこの期間になったことをまずおわびを申し上げたいと思います。

それと、7月13日については、これはもうウェルカムパーティーですので、できれば議員

の皆様方、少なくとも議長、副議長は基本として出ていただければ非常にありがたいと思っています。そのときの服装等についても、また詳細が決まりましたらこちらのほうからお知らせしますので、ぜひとも参加のほうをよろしくお願いしたいと思っています。

○委員長 大原龍彦君

ありがとうございました。

○委員 中村英子君

中部空港に着くんですか、成田なんですか。まだわかりませんか。

○副町長 河瀬広幸君

セントレアです。

○委員 中村英子君

中部へ来る。

○副町長 河瀬広幸君

はい。

○委員 中村英子君

そうですか。

○委員長 大原龍彦君

ありがとうございました。

他にないようですので、この件についてを終わります。

以上で本日付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長の報告の作成につきましては私にご一任願います。

これで防災建設常任委員会を閉会します。

長時間ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後 2時56分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 大原龍彦